

○岡山県警察職員の職務発明等に関する事務取扱要領の制定について(通達)  
(平成20年3月7日岡会第115号/岡務第176号警察本部長例規)  
改正 平成22年4月岡務第377号 令和5年3月20日岡会第158号  
令和5年8月25日岡会第394号

各部長  
首席監察官  
総務調整官  
各所属長

このたび、別添のとおり岡山県警察職員の職務発明等に関する事務取扱要領を制定し、本日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

岡山県警察職員の職務発明等に関する事務取扱要領

## 第1 趣旨

この要領は、岡山県職員の職務発明等に関する規程(昭和61年岡山県訓令第1号。以下「発明規程」という。)の規定に基づき、岡山県警察職員がその勤務に関連して行った発明、考案及び意匠の創作(以下「発明等」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 発明等の届出

- 1 岡山県警察職員は、勤務に関連して発明等を行ったときは、発明規程第4条第1項の規定により、速やかに届出書及び添付書類を所属長に提出しなければならない。
- 2 所属長は、1の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る書類を発明規程第4条第2項の意見書とともに警務部会計課長(以下「会計課長」という。)に提出し、調査を受けなければならない。

## 第3 調査

会計課長は、第2の2の規定による提出を受けたときは、当該発明等に係る業務を所管する警察本部の所属長その他関係機関の長に意見を求め、当該発明の新規性、第三者が当該発明等を使用する見込みその他の発明等の認定及び特許を受ける権利又は特許権の承継に必要な事項等について調査を行うものとする。

## 第4 認定及び決定

会計課長は、発明等の認定及び特許を受ける権利又は特許権の承継の決定等について、届出書に第4の規定による調査の結果を添付して、関係所属長及び関係部長の合議を経て、警察本部長の決裁を受けるものとする。

## 第5 共同研究

### 1 共同研究契約の締結

岡山県の試験研究機関以外の者と研究を分担し、技術知識を交換し、及び研究費用を分担することによって共同して研究を行おうとする場合は、共同研究の実施期間、共同研究の分担、特許出願の取扱い等を定めた共同研究契約書を作成し、共同研究の相手方

と共同研究契約を締結しなければならない。

## 2 事前協議

所属長は、共同研究契約を締結しようとするときは、事前に会計課長と協議するものとする。

## 第6 特許出願に関する事務等

1 会計課長は、発明等に係る特許を受ける権利又は特許権を県が承継する旨等の決定がなされたときは、速やかに特許出願等を行うものとする。

2 会計課長は、特許出願のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 特許出願に係る審査請求に関する事務
- (2) 発明台帳等に関する事務
- (3) 出願費用等、承継補償金及び実施補償金等に関する事務
- (4) 実施許諾に関する事務
- (5) その他発明等に関する事務

3 会計課長は、1及び2の事務を行うに当たり、必要に応じて、岡山県総務部財産活用課長と協議するものとする。